

# 宮城県警察教養規程

平成13年8月21日  
宮城県警察本部訓令第22号

宮城県警察教養規程を次のように定める。

## 宮城県警察教養規程

宮城県警察教養規程（平成7年宮城県警察本部訓令第7号）の全部を次のように改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 学校教養（第5条 第7条）
- 第3章 職場教養（第8条 第11条）
- 第4章 雑則（第12条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）第24条及び宮城県警察教養に関する規則（平成13年宮城県公安委員会規則第14号）第3条に基づき、宮城県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 宮城県警察本部（以下「警察本部」という。）の部に置かれた課等、宮城県警察学校（以下「県学校」という。）、宮城県警察仙台市警察部（以下「市警察部」という。）に置かれた課等及び警察署をいう。
- (2) 学校教養 警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第4条第2項の規定による、警察学校等における警察教養をいう。
- (3) 職場教養 規則第4条第3項の規定による、職場における警察教養をいう。

##### （教養課長及び所属長の職務）

第3条 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、警察教養の実施に関し必要な調整を図るなど、警察教養の総合的かつ効果的な推進に努めなければならない。

2 所属の長（以下「所属長」という。）は、所属の職員に対する警察教養が計画的かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

##### （教養担当者）

第4条 警察教養の効果的な推進を図るため、所属に教養事務担当者（以下「教養担当者」という。）を置く。

2 教養担当者は、警察本部及び市警察部の所属にあつては管理官、次長又は副隊長を、県学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。ただし、警察署の業務運営上特に必要があると認める場合は、警察署の警務課長をもって充てることを妨げない。

3 教養担当者は、所属長を補佐し、警察教養の実施に関し関係所属との連絡調整に当たるとともに、次に掲げる事項を把握して、警察教養が効率的に行われるよう努めなければならない。

- (1) 職場教養の推進状況
- (2) 所属職員の学校教養の履修状況
- (3) その他警察教養推進上必要と認められる事項

## 第2章 学校教養

(学校教養の種別)

第5条 県学校において行う学校教養は、細則第5条第1項及び第14条第1項で規定する各課程とする。

(実施計画)

第6条 前条で規定する各課程の教授科目ごとの教授細目、実施時期及び学生数は、警察本部長(以下「本部長」という。)が定める。

2 教養課長は、宮城県警察学校長と協議の上、翌年度の学校教養実施計画を毎年度末までに策定し、本部長の承認を得なければならない。

(入校者の決定等)

第7条 細則第5条第1項第3号に規定する課程への入校は、所属長が推薦した者について警務部長が選考し、本部長が決定する。

2 細則第14条の規定による課程のうち、県学校への入校は、警務部長が選考した者について本部長が決定する。

3 警察大学校又は管区警察学校で行われる学校教養の入校者のうち、基本課程は、警務部長が選考した者について、本部長が推薦し、専門課程は、所属長の意見を参考に警務部長が選考し、本部長が推薦する。

## 第3章 職場教養

(職場教養の方法)

第8条 職場教養は、細則第25条から第31条までに規定する方法によって行うものとする。

(年間計画等の策定)

第9条 本部長は、職場教養を効果的に推進するために、県警察における年間の教養計画を策定する。

2 警察署長は、前項の規定による計画に基づき、当該警察署における具体的な実施計画を策定しなければならない。

(実施結果等の報告)

第10条 所属長は、職場教養を実施した場合は、その状況を記録し、実施結果を定期的に本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項による報告のほか、職場教養上参考になると認められる事項については、その都度報告するものとする。

(定期教養)

第11条 教養課長は、警察本部、宮城県警察学校及び市警察部に勤務する職員に対し、毎月1回以上、必要な教養を行うものとする。

2 警察署長は、所属職員に対し、毎月1回以上、必要な教養を行うものとする。

#### 第4章 雑則

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成13年8月21日から施行する。